

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 26 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

- 1 指定管理者の名称
札幌市資料館運営共同事業体
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名 称 札幌市資料館
所在地 中央区大通西 13 丁目
- 3 管理を行わせる期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 施設の利用等に関する業務
 - (5) 管理業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用する。